

別紙様式5

福祉・介護職員処遇改善実績報告書(平成31年度)

大分市長 佐藤 樹一郎 殿

①	平成31年度分 福祉・介護職員処遇改善(特別)加算総額	5,156,900円	
②	加算による賃金改善実施期間	令和1年 6月 ~ 令和2年 5月	
③	福祉・介護職員常勤換算数(②の期間の総数)	159.3名	
④	福祉・介護職員に支給した賃金額 (②の期間の総数)	47,884,437円	
⑤	福祉・介護職員一人当たり賃金月額(④÷③)	300,592円	
⑥	②の期間において実施した賃金改善の概要 (改善した給与の項目及びその金額等について具体的に記載すること)	別紙「介護職員処遇改善加算賃金改善比較表(明細書)」参照	
⑦	賃金改善所要額(⑥に要した費用の総額) (法定福利費等を含む)	5,424,632円	
⑧	福祉・介護職員一人当たり賃金改善月額 (⑦÷③)	34,052円	
	記入担当者	連絡先電話番号	FAX番号
	荒金 拓郎	097-567-8822	097-567-8833
			メールアドレス
			fujinomori@san-ai-kai.or.jp

- ※ ①については、別紙様式5(添付書類1)により内訳を添付すること。
- ※ ⑦については、積算の根拠となる資料を添付すること。(任意の様式で可。)
- ※ 他の都道府県に所在する複数の事業所等を一括して提出する場合は、添付書類2及び添付書類3を添付すること。
- ※ 福祉・介護職員処遇改善特別加算の算定にあたっては、福祉・介護職員に加え、賃金改善を行ったその他の職種についてを含めて記載すること。

上記について相違ないことを証明いたします。

令和2年 7月 31日

(法人名) 社会福祉法人 三愛会

(代表者名) 理事長 半澤 一邦

印

福祉・介護職員等特定処遇改善実績報告書(令和元年度)

大分市長 佐藤 樹一郎 殿

事業所等情報

障害福祉サービス等事業所番号	4410100335
----------------	------------

事業者・開設者	フリガナ シャイクソフジツン ナアカイ 名称 社会福祉法人 三愛会
主たる事務所の所在地	〒870-1123 大分県 大分市 大字 寒田 202番地
	電話番号 097-567-8822 FAX 番号 097-567-8833
事業所等の名称	フリガナ 名称 別紙一覧表による 提供するサービス
事業所の所在地	〒
	電話番号 FAX 番号
複数の事業所ごとに一括して提出する場合における一括して提出する事業所数 () 事業所 ※この場合、事業所等情報については、「別紙一覧表による」と記載すること。	

①	算定した加算の区分	福祉・介護職員等特定処遇改善加算 (I II 区分なし)
②	賃金改善実施期間	令和1年 10月 ~ 令和2年 3月
③	令和1年度分福祉・介護職員等特定処遇改善加算総額	638,950 円
④	賃金改善所要額 (i - ii)	775,464 円
	i) 加算の算定により賃金改善を行った賃金の総額	23,942,429 円
	ii) 初めて加算を取得した月の前年度の賃金の総額	23,166,965 円
⑤	経験・技能のある障害福祉人材 (㊲) における平均賃金改善額 ((iii - iv) / v)	153,548 円・ 人
	iii) 加算の算定により賃金改善を行った賃金の総額	2,223,366 円
	iv) 初めて加算を取得した月の前年度の賃金の総額	2,069,818 円
	v) 当該事業所における経験・技能のある障害福祉人材の人数	1 人
	【そのうち、月額8万円の改善又は改善後の賃金が年額440万円以上となった者	人】
⑥	他の障害福祉人材 (㊲) における平均賃金改善額 ((vi - vii) / viii)	24,877 円・ 人
	vi) 加算の算定により賃金改善を行った賃金の総額	21,719,063 円
	vii) 初めて加算を取得した月の前年度の賃金の総額	21,097,147 円
	viii) 当該事業所における他の障害福祉人材の人数	25 人
⑦	その他の職種 (㊲) 平均賃金改善額 ((ix - x) / xi)	0 円・ 人
	ix) 加算の算定により賃金改善を行った賃金の総額	0 円
	x) 初めて加算を取得した月の前年度の賃金の総額	0 円
	xi) 当該事業所におけるその他の職種の人数	0 人
	【そのうち、改善後の賃金が最も高額となった者の賃金	0 円】
⑧	賃金改善を行った賃金項目及び方法(賃金改善を行う賃金項目(賃金改善を行う賃金項目(増額若しくは新設した給与の項目の種類(基本給、手当、賞与等)等)、賃金改善の実施時期や対象職員、一人当たりの平均賃金改善額について、可能な限り具体的に記載すること。なお㊲の「経験・技能のある障害福祉人材」の基準設定の考え方については必ず記載すること。	特定処遇改善手当として下記の通り支給する。 (A) 経験・技能のある職員(①当法人における介護現場での勤務が10年以上の介護職員、②介護福祉士の資格を有する介護職員のいずれにも該当する者) 職級S=25,000円・J1=22,000円・J2=19,000円、 (B) 他の介護職員 職級J1以上=18,000円・J2=15,000円・J3=11,000、 (C) その他の職員 一律5,000円

- ※ ④ i) については、求められた場合に積算の根拠となる資料を提出できるようにしておくこと(任意の様式で可。)
- ※ ④については、法定福利費等の賃金改善に伴う増加分も含むことができる。
- ※ ④が③を上回らなければならないこと。
- ※ ④ ii) の計算に際しては、賃金改善実施期間の職員の人数と合わせた上で算出すること。すなわち、比較時点から賃金改善実施期間の始点までに職員が増加した場合、当該職員と同等の勤続年数の職員が比較時点にもいたと仮定して、賃金総額に上乘せする必要があるので留意すること。
- ※ 複数の障害福祉サービス事業所等について一括して提出する場合、以下の添付書類についても作成すること。
 - ・添付書類1：都道府県等の圏域内の、当該計画書に記載された計画の対象となる障害福祉サービス事業所等の一覧表(指定権者ごと)
 - ・添付書類2：各都道府県内の指定権者(当該都道府県を含む。)の一覧表(都道府県ごと)
 - ・添付書類3：計画書に記載された計画の対象となる介護サービス事業者等に係る都道府県の一覧表
- ※ 虚偽の記載や、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の請求に関して不正を行った場合には、支払われた介護給付費等の返還を求められることや障害福祉サービス等事業者の指定が取り消される場合があるので留意すること。

上記について相違ないことを証明いたします。

令和2年 7月 31日

(法人名) 社会福祉法人 三愛会

(代表者名) 理事長 半澤 一邦

印